

## 浜名病院 介護医療院 サービス利用契約書

様（以下「甲」といいます）と浜名病院 介護医療院（以下「乙」といいます）は、乙が甲に対して、提供する施設サービスについて次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が指定を受けた当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

### （契約期間）

第2条 1 この契約書の契約期間は、サービス利用開始日より、甲の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし甲の契約期間満了日以前に甲が要介護認定の更新もしくは、変更の認定を受け、要介護認定有効期限の満了日が変更された場合は、更新後の要介護認定有効期間満了日をこの契約の満了日とします。

2 前項の契約満了日の7日以上前までに甲から文章による解約の申し出がないときは、この契約はさらに同一期間、同一内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項のただし書きが適用されます。

### （運営規定の概要）

第3条 乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容など）、また従業員の勤務体制など業務体制などは、別紙「重要事項説明書」に記載されたとおりです。

### （サービス計画の作成・変更）

第4条 1 乙は甲のための「施設サービス計画」（以下「サービス計画」という）の作成する介護支援専門員が、本条項に定める業務を誠意をもって遂行するよう責任を持って指導します。

2 介護支援専門員は甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境などの評価に基づき、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、乙の従業員と協議のうえサービス計画案を作成します。

3 介護支援専門員は、サービス計画案または計画変更案を作成した段階で、その内容を甲及びその家族に対し、説明し同意を得たうえで速やかに「サービス計画」を作成いたします。

4 介護支援専門員は「サービス計画」の作成後においても、乙の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。

5 甲は介護支援専門員に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。その場合、介護支援専門員は、乙の趣旨に反しない範囲で、計画実施状況を把握し、できる限り甲の希望に沿うように「サービス計画」を変更します。

### （サービス提供と内容の記録及び保管）

第5条 1 乙は、「重要事項説明書」に記載した従事者が提供するサービスのうち、入所後作成する「サービス計画」に沿ってサービスを提供します。

2 乙は、「サービス計画」等を、この契約終了後2年間保管し、甲の求めに応じて閲覧させ、または複写物を交付します。ただし、複写に際しては、乙は、甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(身体拘束その他の行動制限)

- 第6条 1 乙は、甲又は他の利用者などの生命もしくは身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他により甲の行動を制限しません。
- 2 乙が、前項により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について書面において説明し同意を得ます。なお、当該記録は主治医が診療録に記載します。

(秘密保持)

- 第7条 1 乙は、サービスの提供するうえで知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者へ漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。なお、従業員は退職後も同様条件とします。
- 2 乙は甲およびその家族の個人情報を使用する場合は、文書による同意を得ない限りサービス担当者会議等において個人情報を用いません。

(賠償責任)

- 第8条 1 乙は施設サービスの提供により事故が発生した場合、甲の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、重大な事故が発生した場合は、関係行政に対しても文書をもって報告します。
- 2 乙は施設サービスを提供するうえで、この契約の条項に違反し、または乙の責に帰すべき事由により甲の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(費用)

- 第9条 1 甲は「運営規程」の記載に従い、サービスの対価である利用者負担金、食費及び居住費を支払います。
- 2 甲の負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改訂後の負担金が適用されます。その際、乙は甲に文章により説明をします。
- 3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙が前項の甲の負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、甲に対して変更予定日の1ヶ月前までに文章により説明し、甲の同意を得ます。
- 5 乙は、甲が受けるサービスの利用料について、毎月末日で締切り甲に書類にて通知します。甲は翌月10日から25日までに乙に支払うこととします。

(利用者負担金の滞納)

- 第10条 1 甲が正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合、乙は文書により10日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることが出来ます。

2 乙は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

3 乙は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(利用者の解除権)

第11条 甲は乙に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、乙は甲に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、甲の病状の急変などやむを得ない事情がある場合は、ただちにこの契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第12条 1 乙は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合、文章により1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、甲家族の各号に該当し、乙からの申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、予告期間をもってこの契約を解除することができます。

(1) 甲の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、乙が十分な介護をつくしてもこれを防止することができないとき。

(2) 甲が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(3) 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納し改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第13条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 甲の要介護認定が、自立または要支援と判断された場合

(2) 甲が死亡した場合

(3) 甲が他施設入所または入院したとき

(4) 甲が第12条により契約を解除したとき

(5) 乙が第13条により契約を解除したとき

(退所の援助)

第14条 1 甲の希望により在宅復帰について事業所は心身の状況などを考慮し、復帰が可能であるかどうか検討し、可能である場合必要な援助を行います。

2 契約の解約又は終了により、甲が当該施設を退所することになった場合は、乙はあらかじめ、必要に応じて適切な病院及び居宅介護支援事業所、介護施設、地域包括センターなどの紹介など情報の提供を行うほか、その他の介護保険サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、円滑な退所の為に必要な援助を行います。

(苦情処理)

第15条 1 乙は甲からの施設サービスに関する相談、苦情などに対応する窓口、投書箱を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 乙は甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(利用者代理人)

- 第16条 1 甲は代理人を選任してこの契約を締結させることが出来、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることが出来ます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(協議事項)

- 第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令等の定めるところにより甲及び乙が、第1条記載の目的のための信義に従い、誠実に協議して決定いたします。

サービスを利用するにあたり、運営規程・重要事項説明書の交付をうけて、上記のとおり契約を締結します。  
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【甲】 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
TEL ( ) ー \_\_\_\_\_

私は、本人の契約意志を確認し本人に代わり上記記名を行いました。

【ご署名代行者】 利用者との関係 \_\_\_\_\_  
署名代行理由 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
TEL ( ) ー \_\_\_\_\_

【乙】 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の70  
医療法人 宝美会  
浜名病院 介護医療院 管理者  
TEL 053-577-2333 FAX 053-577-2483